

令和6年度

ごみの日カレンダー



ごみ集積所は、町内会又は自治会等が設置し、管理しています。
ごみ集積所を利用する際は、ごみ集積所の管理者にご相談ください。
利用している方全員で「ごみ集積所」を清潔に保ちましょう。



正しく分別して → 透明又は半透明のごみ袋で → 収集日の朝決められた時間に → 自分が環境美化に参加しているごみ集積所へ → 出しましょう ごみの分別の詳細については、「保存版 家庭ごみの分け方と出し方」(市ウェブサイトに掲載)を参照してください。

1 減量(Reduce)、再利用(Reuse)、再生(Recycle)の3R(スリーアール)に努めましょう。

(リデュース) Reduce ~減量~

ごみになるものを
家に持ち込まないように
しましょう。

●無駄なく買い物をしましょう。

食品ロスの削減に
取り組みましょう。

●食品ロスとは、まだ食べられるのに
廃棄されてしまう食品のことです。
食品ロスの発生を減らしましょう。

(リユース) Reuse ~再利用~

物を捨てないで
生かして使いましょう。

●詰め替え容器の利用や、
修理できるものは修理して
使いましょう。

(リサイクル) Recycle ~再生~

リサイクルに支障になる異物が多くあります。
正しい分別の徹底をお願いします。

収集日は郡山市公式LINEでも
案内しています。詳しくはこちちら。



福島県環境
アプリ

お住まいの地域のカレンダーも
表示できます。詳しくはこちちら。



[使用済小型家電]

家庭内のパソコン、タブレット型端末機、デジタルカメラ、携帯電話、スマートフォンなどは市役所本庁舎・西庁舎、各行政センター、各市民サービスセンター、中央公民館、各クリーンセンター内にある緑色の回収ボックスに投入してください。

[集団資源回収]

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、繊維類(古布等)、スチール缶、アルミ缶、ビールびん、一升びん、Rびんなど

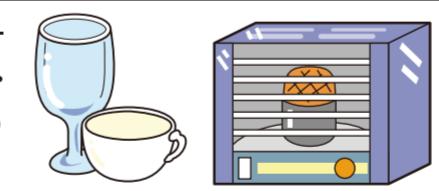
●町内会、子供会などで行う資源回収に積極的に参加しましょう。



2 減量、再利用、再生できないものは、次のルールに従って出してください。

ごみ集積所からの持ち去り行為を見かけたら、3R推進課へ通報してください。

ごみ集積所に出せるもの	燃ご じよ み	●生ごみ(水分をよく切って) ●汚れた紙製・プラスチック製容器、包装類 ●ポリタンク(中身を使い切って) ●CDとそのケース ●ふとん(丸めて、1回に2枚まで)
	燃ご え ない み	●紙おむつ(汚物を取り除いて) ●ゴルフバッグ ●庭木類(枝は、枝束30cm以内・長さ1m以内、1回に2束まで。幹は、直径15cm以内・長さ1m以内、1回に2本まで。葉・草・花は1回に45リットルごみ袋で2袋まで) ●食用油(固めるか、布・紙等に浸して) など
ごみ集積所に出せないもの	燃ご じよ み	●ガラス・刃物類(紙に包み危険のないようにして袋に入れて) ●ストーブ・ファンヒーター(必ず燃料・乾電池を抜いて) ●電球類 ●チャイルドシート ●小型家電製品(炊飯器・掃除機・扇風機・ワープロ・ラジカセ・電子レンジ・ビデオカメラ・ゲーム機など(充電池を外して))
	燃ご え ない み	※大型の場合は粗大ごみ



水銀使用製品

●蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計等は他の燃えないごみとは別の袋にして、燃えないごみの日に出してください。

対象外 LED電球、白熱電球は燃えないごみ



クリーンセンターへ自己搬入する場合の分別の仕方も同様です。

ごみ集積所に出せないもの	① 粗大ごみ	●長さ1m以上又は重さ10kg以上 ●横幅+奥行き+高さ 合計1m50cm以上のもの ※状態が良い家具類は、再利用(Reuse)することがあります。	処理方法	●電話で3R推進課(☎924-2181)に申し込む。 ●市ウェブサイトで申し込む。 ●週単位で受付を行い、翌週中の収集となります。 ●申込点数は1週間につき5点までです。 ※申し込み状況により収集が延びる場合があります。 ※日時等の指定はできません。
	② 特殊ごみ	●ポータブルトイレ・便座 ●アコーディオンカーテン ●引越ごみ(多量) ●戸(木製)・たたみ		●仏壇・神棚 ●塗料(ペンキなど) ●庭木剪定(多量) など
ごみ集積所に出せないもの	③ 処理できないごみ	●農機具 ●自動車及び部品 ●建設廃材 ●電気温水器	処理方法	●充電式電池、ボタン型電池 ●タイヤ ●ガスボンベ ●電気温水器
	④ 家電リサイクル対象品	●消火器 ●バッテリー ●ドラム缶 ●サッシ(金属製)		●ピアノ ●バイク ●中に入った塗料缶・オイル缶 など
ごみ集積所に出せないもの	⑤ ペット(犬、猫など)	●中に入った塗料缶・オイル缶 など	処理方法	販売店又は廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
	⑥ 市では収集・処理しません。	●エアコン ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機		買換えの場合は、購入する小売店などに依頼するか、メーカー一名や型式を確認のうえ、郵便局でリサイクル料金を振り込み、振込証明や明細を持つて喜久田町卸2丁目12番地にある日本通運㈱の指定取引所に自己搬入してください。

商店・事務所・飲食店などから出るごみは、家庭ごみではないのでごみ集積所に出せません。 ➡ 処理方法 一般廃棄物は、クリーンセンターへ自己搬入するか、廃棄物処理業者(有料)に処理を依頼してください。